

申 込 書		氏 名	生 年 月 日
職 業	現 住 所		
本 籍			
坑 炭			
坑 棟 舍			
貴會の主義綱領及規則承知の上入會金相添入會申込候也			
大正 年 月 日			
九州炭鑛夫組合御中			
申込者			

# 九州炭鑛夫組合規約 (草案)

## 第一章 總 則

- 第一條 本組合は九州炭坑夫組合と稱す
- 第二條 本組合は九州全土及山口縣に所在する炭坑に働く一切の男女労働者を以て組織す
- 第三條 本組合は日本労働總同盟全日本鑛夫總聯合會に加盟す

## 第二章 目的及事業

- 第四條 本組合は日本労働總同盟全日本鑛夫總聯合會の宣言綱領を貫徹し組合員の福祉を増進するを以て目的とす
- 第五條 本組合は前條の目的を達する爲に左の事業を行ふ

- 一、宣傳
- 二、出版
- 三、法律相談
- 四、労働條件の維持改善及労働事情調査

## 第三章 加入及脱退

- 第六條 本組合員たらんとする者は規定の様式に従ひ入會金及び一箇月分以上の組合費を添へ本部若くは支部に申込むこと
- 第七條 本組合員にして脱退せんとする者は其の理由を具し本部若くは支部の承認を得ること

## 第四章 組合員權利及義務

第八條 本組合員は組合役員の選挙權及被選挙權を有す

切 取 り

之を召集し大會の決議に準じ緊急事項を協議決定す  
但し評議員半数以上の請求ありたる時は主事は之を召集することを要す

評議員は組合員百名毎に一名の割合を以て選出す

第十六條 評議員會に於て決定したる事項は次期大會の承認を得るを要す

第十七條 執行委員會は執行委員を以て之を組織し大會及評議員會の決議に基き會務の執行に當るものとす

第十八條 執行委員會に左の部門を設け各部に部長一名部員若干名を置き會務の執行に當らしむ

- 一、宣傳部
- 二、爭議部
- 三、調査部
- 四、財務部
- 五、法律相談部

第十九條 會務の執行に關する責任は執行委員會之を負ふ

## 第六章 役員

第二十條 本組合に左の役員を置く

- 一、評議員若干名
- 二、執行委員若干名
- 三、主事一名

第二十一條 (イ)評議員は定期大會に於て之を選出す

(ロ)執行委員は評議員中より互選す (ハ)主事は執行委員中より互選し本組合を代表す 各役員任期は次年度定期大會迄とし改選並に再選を妨げず